

令和6～8年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行业者募集要領

この要領は、高齢者等を対象に、自立した生活の継続や健康増進を図ることなどを目的として、高松市（以下「市」という。）が実施する各種制度・事業及び関連施設等の情報を掲載した情報誌「高齢者のためのあんしんガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）の令和6年度版から令和8年度版までの3年度分を、協働で発行する事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 事業概要

(1) 件名

令和6～8年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行业者

(2) 事業内容

ガイドブックの構成は、市が提供する行政情報及び広告とします。また、ガイドブックの編集及び発行に係る費用は事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しません。なお、ガイドブックの規格等については、令和6～8年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行业者仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）に定めるところによります。

2 参加資格

参加者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす法人であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告日から協定締結日までに、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 過去3年以内（令和2年7月20日以降）に次のいずれかの実績を有していること。
 - ア 地方自治体のガイドブック等を地方自治体と協働発行し、地方自治体の経費負担を低減させた実績
 - イ 地方自治体のガイドブック等を地方自治体からの委託等により制作し、発行した実績
- (4) 本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加申込書」という。）の提出の時点において、国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始がなされていないこと。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
 - エ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員等の統制の下にあるもの

3 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりです。

手順	日時
公募型プロポーザルの公表	令和5年7月20日(木)
質問受付期限	令和5年7月26日(水) 15時まで
質問に対する回答期限	令和5年8月2日(水)
参加申込及び企画提案書等の提出期限	令和5年8月15日(火) 15時まで
一次審査(書類選考)の実施及び結果の通知	令和5年8月18日(金) ※併せて二次審査(プレゼンテーション)の詳細をお知らせします。
二次審査(プレゼンテーション)	令和5年8月22日(火) 予定
優先交渉権者の決定及び選定結果の通知	令和5年8月下旬頃
協定締結	令和5年8月下旬～9月上旬頃

4 質問及び回答

(1) 質問の受付期限

令和5年7月26日(水) 15時〔必着〕

(2) 提出書類

質問及び回答書(様式第1号)

(3) 提出方法

電子メールで長寿福祉課に提出してください。なお、提出後、長寿福祉課担当者(下記13担当参照)に電話で受信確認を行ってください。

(4) 質問に対する回答

令和5年8月2日(水)までに、提出された質問に対する回答を、電子メールにて回答するとともに、ホームページ上で閲覧に供します。

(5) その他

- ・ 他の応募者からの提案書類等提出状況に関する質問は受け付けません。
- ・ 質問受付期限後の質問や、電話、口頭等による質問は受け付けません。
- ・ 質問に対する回答内容は、本要領の追加及び修正とみなします。

5 参加申込及び企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、本要領及び作成要領(別紙2)を参照し、企画提案書等を作成・提出し参加申込をしてください。

(1) 提出方法

直接持参又は郵送(未着等が生じた場合に配達状況が確認できる方法)で、長寿福祉課(下記13担当参照)に提出してください。別途、電子データについては、メールで送付してください。

※持参の場合は、提出期限までの市の執務時間内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の8時30分から17時まで)に提出してください。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り、受理します。

(2) 提出先

長寿福祉課(下記13担当参照)とします。

(3) 提出期限

令和5年8月15日(火) 15時まで(閉庁日を除きます。)

※提出期限までに到着したものに限り受理します。

(4) 参加申込後の辞退

参加申込及び企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、次の項目を記載した辞退届(様式第8号)を、二次審査(プレゼンテーション)までに提出してください。

(5) その他

- ・参加申込及び企画提案書類等の提出は、1法人につき1件とします。
- ・提出後の書類等の変更や追加等は、原則不可とします。
- ・書類等の作成や郵送料等、本件に係る全ての費用は事業者の負担とします。
- ・市は、受理した提出物は返却しません。また、無断で、本プロポーザルに係る審査以外で、提出物を利用しません。
- ・本件は優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、協定内容は必ずしも提案内容に沿うものではありません。

6 一次審査(書類選考)の実施及び結果の通知

(1) 審査委員会の設置

市に「令和6～8年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行事業に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置し、参加申込者の審査を行い、協定締結者の決定を行います。参加申込期間以降、決定までの間に、参加申込者又はそれと同一と判断される者等が審査委員会の委員に面談を求めたり、参加申込者のPR資料等を提出したりすることにより、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じます。

なお、参加申込者がいない又は参加資格を満たさない場合は、本プロポーザルを中止とします。

(2) 審査方法

審査委員会事務局(長寿福祉課)は、参加申込及び企画提案書等を受理した全ての者を対象として、本募集要領の2、5及び作成要領の提出書類に不備がないかどうかについて、一次審査(書類選考)を行います。参加資格の要件に適合しない又は提出書類に不備があると判断された者は失格となります。

(3) 結果通知

令和5年8月18日(金)

参加申込及び企画提案書等を受理した全ての者に選考結果及び二次審査(プレゼンテーション)の詳細を電子メール及び書面で通知します。なお、本プロポーザルを中止となった場合は、その旨を通知します。

7 二次審査(プレゼンテーション)の実施

提案の審査を行うため、一次審査通過者によるプレゼンテーションを行います。

(1) 実施時期

令和5年8月22日(火) 予定

※日程は変更となる場合があります。詳細は一次審査結果通知でお知らせします。

(2) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込及び企画提案書等の提出の受付順とします。

イ 説明は、原則、配置予定の業務責任者及び管理者とし、計3名までの出席とします。

ウ 所要時間は、1事業者につき、30分以内とします。

(事業者からの説明20分、質疑応答10分)

エ 事前に提出した企画提案書を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めません。

オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、事業者で用意してください。スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するため、機器（パソコンなど）を使用する場合は、事前に市に連絡してください。

カ 必要機器のセッティングは、前事業者説明終了後の休憩時間（約10分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間（20分）に含めるものとします。

キ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とします。

(3) 審査における評価の項目と観点

審査項目	評価ポイント	配点
企画内容	目的の行政情報は調べやすいか	15
	行政情報と広告の比率は妥当か	15
	広告の掲載位置等は妥当か	5
編集・発行	無理のない工程が組まれているか	10
	紙面や表紙等は高齢者にとって分かりやすくデザインされているか	5
	図版・表・絵文字・写真等の表現は、効果的に使われているか	10
体制・実績	広告主募集方法の体制は確立されているか	10
	同様業務の実績は豊富か	10
	トラブルへの対処方法は確立されているか	5
実現性・ 独自提案	総事業費概算見積書に関して、十分な事業実現性が確保されているか	10
	市にとって有意義な事業に対する独自提案はされているか	5
合計		100

(4) 審査方法

ア 審査委員会の委員は、企画提案書等の内容により、前記7（3）に定める審査項目ごとに採点し、合計点の高い順に最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。ただし、合計点が同点となった場合は、委員の多数決により、最優秀提案者及び優秀提案者を決定するものとします。市は、最優秀提案者を優先交渉権者、優秀提案者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と協定締結の交渉を行います。優先交渉権者と交渉の結果、協定締結に至らなかった場合は、次点交渉権者と協定締結の交渉を行います。

また、一次審査通過者が1事業者のみの場合でも、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合には、優先交渉権者とします。

イ 前記2の要件を満たさなくなったとき、又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点交渉権者と交渉を行います。

エ 審査は非公開とします。

ウ 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

(5) 結果通知

優先交渉権者を選定後、各々の選定結果及び総合得点を、すべての一次審査通過者に電子メール及び書面による通知を行います。また、優先交渉権者の事業者名並びに総合得点及び審査日は、高松市健康福祉局長寿福祉課ホームページ上でも公表します。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記2の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

9 公募型プロポーザルの中止等

市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがあります。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、市はその責を負いません。

10 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属しますが、市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (3) 企画提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) すべての提出書類は、返却しません。

12 事業者選定結果通知

全ての一次審査通過者に対し、令和5年8月下旬頃に文書で通知します。また、市ホームページ等で公表します。

13 担当

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局長寿福祉部 福祉事務所 長寿福祉課 管理係 担当：岡野・永合

電話：087-839-2346 FAX：087-839-2352

E-mail：chouju@city.takamatsu.lg.jp